

住宅の修繕や補修などを支援します！

# 住宅リフォーム支援事業の お知らせ



## 補助対象となる主な工事

工事費用が30万円以上（消費税を除く）で、左記条件に該当する工事であること。

修繕・補修・模様替え・増築（10m<sup>2</sup>以内）の工事

耐久性を高める工事

安全上または防災上必要な工事

居住性を良好にするための工事

衛生上必要な工事

その他（建物と一緒になる家具・工事など）

外構工事

解体工事（部分的なものを除く）

市内の他の補助金事業と重複する工事部分

その他（リフォームとみなせないもの）

## 補助対象

### ◎補助対象者

次の要件をすべて満たすこと。

後述の補助対象施工業者が行う工事であること

補助金交付決定後に着手し、平成25年

2月15日（金）までに工事が完了かつ工事

の支払を終える工事であること

次の要件をすべて満たすこと。

小松島市に住民登録または外国人登録をしている方

市内に1年以上在住し、現に居住している方

市税の滞納がない方

### ◎補助対象施工業者

市内に本社・本店を有する施工業者または

市内に住所を有する個人の施工業者

を記入し添付書類を揃えて、市住宅課ま

でお申し込みください。

補助対象者とならない主な工事

- 新築、増築工事（10m<sup>2</sup>を超える）またはそれに伴う工事など
- 外構工事
- 解体工事（部分的なものを除く）
- 市内の他の補助金事業と重複する工事部分
- その他（リフォームとみなせないもの）

募集件数  
**20件**

申込件数の場合は抽選となります。

## 補助金額

補助対象経費の20%（消費税を除く）で、最高20万円を補助します。

## 受付期間

6月25日（月）まで

（土曜・日曜を除く）

午前8時30分から

午後5時15分まで

※市で実施している同様の補助制度と重複する場合、受付できない場合があります。

## 【お問い合わせ先】

市住宅課（市役所2階）

T E L 3 2 · 2 1 2 0  
F A X 3 2 · 7 8 0 0